○農林水産省令第二十四号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十一条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農林水産大臣　野上浩太郎

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令

（経営改善計画の記載事項）

第一条　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十一条の農林漁業の経営改善のための計画（以下「経営改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　農林漁業経営の状況

二　資産及び負債の状況

三　収入及び支出の状況

四　当該過疎地域の自然的経済的条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要な改善措置

五　前号の改善措置に必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五の第五号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ホ、ヘ、ト、カ若しくはツに掲げる資金に該当するもの（以下「経営改善資金」という。）の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画

六　第四号の改善措置に必要な資金で経営改善資金以外のものの額及び調達方法

七　経営改善資金以外の資金の貸付けを受けている場合は、その貸付金の償還計画

（振興計画の記載事項）

第二条　法第二十一条の農林漁業の振興のための計画（以下「振興計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業の状況

二　資産及び負債の状況

三　収入及び支出の状況

四　当該過疎地域の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要な措置

五　前号の措置に必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法別表第五の第五号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号ホ、ヘ、ト、カ、ソ若しくはツに掲げる資金に該当するもの（以下「振興資金」という。）の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画

六　第四号の措置に必要な資金で振興資金以外のものの額及び調達方法

七　振興資金以外の資金の貸付けを受けている場合は、その貸付金の償還計画

（認定の基準）

第三条　法第二十一条の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　経営改善計画に記載された第一条第四号の改善措置が当該過疎地域の自然的経済的条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること又は振興計画に記載された前条第四号の措置が当該過疎地域の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要かつ適当なものであること。

二　経営改善計画又は振興計画が適正に作成されており、かつ、当該経営改善計画又は当該振興計画を作成した者がこれを達成する見込みが確実であること。

三　経営改善計画又は振興計画を作成した者が当該経営改善計画又は当該振興計画を達成するためには、経営改善資金又は振興資金の貸付けを受けることが必要であって他に適当な方法がないこと。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十五号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び電力・ガス取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）第三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）、経済産業省組織令、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電力・ガス取引監視等委員会令を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）	（政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官及び情報化総括責任者補佐官）
第二条　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官九人、海外広報官一人、文書管理官二人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第二条**　総務課に、政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官九人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。